

ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター
第 74 号 2021 年 1 月

HEADLINE

本号では、当財団が法務省法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センターと共催して実施する連携企画「アジアのための国際協力in法分野2020」として2020年11月14日にオンラインで開催した「法整備支援へのいざない」を取り上げました。

(目次)

開会挨拶	法務省法務総合研究所長・検事 上富 敏伸	2
プレゼンテーション		
1 「法整備支援の魅力（引力）～長期派遣専門家・国際協力部教官の活動を振り返って～」		
	津地方検察庁検事、元 JICA 長期派遣専門家（ラオスに派遣）伊藤 淳	4
2 「JICA 長期派遣専門家の業務～ベトナム法整備支援の現場から～」		
	弁護士、JICA 長期派遣専門家（ベトナムに派遣） 枝川 充志	10
3 「JICAによる法整備支援」		
	JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チーム主任調査役 井出 ゆり	17
総括質疑応答		22
告知 「慶應義塾大学主催 法整備支援シンポジウムについて」		
	慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘	27
告知 「京都コンGRESS及び京都コンGRESS・ユースフォーラムについて」		
	法務省大臣官房国際課付 田中 邦彦	29
閉会挨拶	国際民商事法センター理事・弁護士・元広島高等検察庁検事長 酒井 邦彦	30

【資料】（リンクをクリックすると資料を閲覧できます）

- ・法整備支援の魅力（引力）～長期派遣専門家・国際協力部教官の活動を振り返って～
- ・JICA 長期派遣専門家の業務
- ・JICA による法整備支援

（司会）ただ今から、連携企画「アジアのための国際協力in法分野2020」法整備支援へのいざないを開会いたします。私は本日の司会進行を務めます法務省法務総合研究所国際協力部教官で検察官出身の庄地美菜子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

法整備支援へのいざないは、名前を変えながら今回で12回目を迎えます。今年の法整備支援へのいざないは、全面オンライン形式で開催します。今回も多くの大学生、大学院生の皆さまが参加してくださっています。

開会に先立ち、お知らせとお願いがあります。通信の負荷を軽減するため、開会中は質疑応答の際などのご発言の場合を除き、カメラ・マイクはオフのままご参加ください。また、本シンポジウムについては記録のために録音・録画をさせていただいています。動画を公開することはありませんが、録画した画像の一部を後日、当部ホームページなどに掲載する予定です。あらかじめご了承ください。なお、ご自身での撮影や録音はご遠慮ください。

それでは開会挨拶に移ります。開会のご挨拶は、法務省法務総合研究所長の上富敏伸より申し上げます。上富所長、よろしくお願いいたします。

開会挨拶

上富 敏伸（法務省法務総合研究所長・検事）

本日は法整備支援へのいざないにご参加くださり、ありがとうございます。若い皆さんが法整備支援というプロジェクトに興味を持ってくださり、週末の午後という時間帯にこうして私どもの催しにご参加いただいていることを大変うれしく思います。

昨年までであればもっと早い時期に東京と大阪の2会場にお集まりいただいてこの催しを開催していましたが、現在の新型コロナウイルス感染症の蔓延状況を踏まえ、今年は時期を遅らせた上で会場を設けず、ご参加いただく全ての方にオンラインでの参加をお願いする形を取りました。というわけで、私も自宅から参加しております。

学生の皆さまは日頃の学生生活でもオンラインでの受講経験を積んでいらっしゃると思いますが、そうはいつでも勝手の違うことであろうかと思えます。ご不便をお掛けしますが、ご容赦ください。

新型コロナウイルス感染症は国内外の人々の生活に大きな影響を与えていますが、法整備支援の現場にもさまざまな影響を及ぼしています。対象国の方々にはわが国に来ていただいて行う形のセミナー・研修は、今年度は今のところ実施できていません。また、法務省法務総合研究所から派遣されている各地の長期専門家は春にいずれも一時帰国し、国内での勤務を余儀なくされました。勤務の実情の詳細はこの後のプログラムの中でも言及があると思いますが、こうした中でも対象国現地におけるプロジェクトは、各地域における感染状況による制約の下ではありますが、引き続き遂行

されており、帰国した長期専門家たちはオンラインを通じて現地との間で必要な会議や打ち合わせを行い、滞りなく業務を遂行しました。

とはいえ、もちろん顔を突き合わせての業務遂行には、他のやり方では得られないメリットもあることは否定できませんから、現地に赴任して行う業務の重要性に変わりはなく、そのための人材は豊富であるべきです。本日の催しも、皆さんのような若い方に法整備支援の実情と魅力を知っていただき、そうした人材の裾野を広げようとする試みの一つです。

他方、現在の状況は感染症の蔓延により強いられたものではありませんが、今回の経験は本日のこの催しを含め、現地には飛べない、会場には行けないという条件下にある人でも業務に関わる機会を得られるような、新しい仕事のスタイルを見いだすきっかけにもなるのではないかと考えています。特に法整備支援をはじめとする国際関係業務においては、地理的・時間的その他さまざまな制約を飛び越えることができるような、新しい可能性を含んだ何かを見つけることができるかもしれません。そのためにも若い皆さんの新鮮なアイデアをこの分野の仕事に生かしていければと思っています。

さて、本日は法整備支援の実務に豊富な経験を有する3人の方から、対象国の実情などを踏まえたプレゼンが予定されています。対象国の実情、例えばその国の法の歴史、法整備の現状、法の運用を担う人的なインフラ、法に対する国民の意識などは国や地域によってさまざまです。その中で、寄り添い型といわれるわが国の法整備支援がどのように行われているのか、これに携わる人がどのようなことを考えてどのように行動しているのか、限られた時間ではありますが、具体的なイメージの一端をつかむ機会にさせていただければと思います。

地図に残る仕事という表現がありますが、法整備支援はその足跡を記憶と歴史に残すことができる仕事です。本日の催しが皆さんに対し意味のあるいざないとなることを祈っています。簡単ですが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

(司会) 法務省法務総合研究所長、上富敏伸よりご挨拶させていただきました。

それではプレゼンテーションに入ります。本日は3名の方よりプレゼンテーションがあります。その後、休憩時間を15分程度設け、休憩後に3名のプレゼンターに対する質疑応答の時間をまとめて設けます。質問のある方は各プレゼンテーションの途中あるいは休憩時間を利用し、Teamsのチャット機能でどなたへの質問かを明記して質問を書き込んでください。質疑応答の時間にこちらからお名前をお呼びしますので、直接プレゼンターに質問していただきたいと思っています。

また、皆さんから事前の質問もたくさん頂いております。どうもありがとうございました。頂いた質問については、あらかじめプレゼンターの方にもお渡ししています。質疑応答では、皆さまから事前に頂いている質問についても時間の許す限り紹介し、プレゼンターの皆さまにお答えいただく予定です。これからチャットボックスに質問の書き込み方を記載しますので、このような形で質問を書き込んでいってください。

それではプレゼンテーションに入ります。お一人目は、津地方検察庁の伊藤淳検事です。伊藤さんは、JICA長期派遣専門家としてラオスの法整備支援に携われたほか、法務省法務総合研究所国際協力部教官としても勤務されました。伊藤さんには本日、長期派遣専門家、国際協力部教官としての活動を振り返りながら法整備支援の魅力をお話しいたします。

プレゼンテーション1

「法整備支援の魅力（引力）～長期派遣専門家・国際協力部教官の活動を振り返って～」

伊藤 淳 津地方検察庁検事、元JICA長期派遣専門家（ラオスに派遣）

本日は、私が4年間経験した法整備支援の魅力について皆さんに少しでもお伝えすることができればと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

1.自己紹介

まず、私の経歴を少し簡単にご説明します。私は法律家の中でも刑事系の弁護士になりたくて法学部に進学しました。もっとも、大学入学直後に父親から沢木耕太郎さんという方の『深夜特急』という本を渡され、この影響をもろに受けたため、バックパッカーをずっとしていました。その中で国際関係の業務に興味を持ち、大学でも国際法を学んだり、商社での勤務に興味を示したりしていました。司法試験に合格した後も、国際関係の業務をする弁護士になろうと思っていた時期もありました。

私は平成17年4月に第59期の司法修習生になったのですが、元々刑事分野の仕事が好きだったということもあって、修習中にはいろいろな縁があり、平成18年10月、検事に任官したのですが、平成29年7月にラオスに赴任するまで国外に出たことは一度もありませんでした。留学経験は学生時代も任官後もありませんでした。

私は平成18年10月に検事に任官してから平成28年4月に法務総合研究所国際協力部（ICD）に赴任するまで、ずっと日本国内の刑事実務の現場で捜査・公判を担当していました。これはこれで非常に刺激的でやりがいもあって、仕事はかなり充実していました。ただ一方で大学時代にいろいろ感じたこともあって、国際的な業務を何かしたいという気持ちをどこかでずっと持っていました。

検事2年目に研修の講義で法律家の国際協力について学んだことで、検事による国際協力の可能性を知り、いつか自分も関わることができればと思って異動希望の際にもそうしたことを伝えていました。これが私にとっての一つ目の転機です。そして検事8年目に、ICDが実施している国際協力人材育成研修に参加する機会を頂き、その気持ちがより高まっていきました。これが二つ目の転機です。そして平成28年4月、念願かなってICDに異動となり、平成29年7月からラオスに赴任することができました。

私の任期は、本当は今年3月末までだったのですが、新型コロナウイルス感染症の影響で帰国が1週間程度早まってしまいました。無事に家族と共にラオスから戻ってきて、現在は三重県津市の津地方検察庁に勤務し、捜査・公判を担当しています。主に児童虐待の事件などを担当しています。

私は9年半ぐらい検事をした後4年間、ICDの教官と長期派遣専門家を経験しましたが、非常に良いタイミングだったと感じています。検事の経験が法整備支援にも生きましたし、法整備支援の経験はこれから検事をしていく上でも生かすことができると思っています。

これから、私が実際に4年間何をしてきたかということの説明した上で、私がなぜ法整備支援の経験を検事にも生かすことができるのではないかと考えているのか、伝えることができればと思っています。

2.法整備支援概要

私がしてきたことを説明する前に、法整備支援の概要を簡単に説明します。ICDが法整備支援のいざないの紹介動画を法務省のYouTubeチャンネルにアップしています。既にご覧になっている方も多いと思います。説明が重なる部分があると思いますが、その点をご容赦ください。

法整備支援とは、途上国などが抱えている法・司法分野の課題に対して改革するために自助努力を支援するもので、具体的には起草支援、法制度の運用支援、そしてこれらの取り組みを途上国の人たちが自分たちでできるようになるようにするための人材育成支援が含まれています。

その中で日本の支援は、寄り添い型といわれているようにオーナーシップの尊重が特徴で、途上国の人たちが自らの力で法律を起草したり、法制度を運用したりすることを重視するので、そういった能力を身に付けた人材の育成が中心になっています。

4ページは、日本が法整備支援としてどういった国で何をしているかをまとめたものです。ただ、これは私がICDの教官時代の4年前に作成したものなので古くなっています。現在はスリランカやバングラデシュといった国でも法整備支援が展開されていると理解しています。

私が担当したのはラオスだったのですが、ラオスの法整備支援プロジェクトも先ほどの三つのことをしています。起草支援としては民法典の起草、法制度の運用支援としては刑事や民事の執務参考資料やマニュアルの作成、人材育成支援としては法曹を育成するために大学やラオスの国立司法研修所、実務機関の研修所で利用するための教材作成や利用方法の教授などを行っていました。

3.教官として私がしたこと

これから、私が教官、そして専門家として何をしてきたかということについて説明します。まず、私はICD教官として1年3カ月勤務したのですが、その中で二つのことを行いました。すなわちICD教官には二つの役割があります。一つが法務省の行う法整備支援業務を行うこと、もう一つはJICA長期派遣専門家となる可能性があることを前提として、担当する国(多くは赴任を予定している国)でのJICAプロジェクトをサポートすることです。

3-1.法務総合研究所教官

5ページに書いてあるのは、一つ目の法務省が行う法整備支援事業について私が担当してきた業務です。私の役割としてはラオス以外の国(主にはベトナムやネパール)で実施されているプロジェクトの国内業務として日本国内での研修を企画したり、その他さまざまな大学に行って講義をしたり、今回のいざないのようなシンポジウムの準備をしたり、他国の高官が来られた際にアテンドやスケジュール調整、随行などをしたこともあります。それから、ICDが発刊している機関誌「ICD NEWS」の誌面内容を考えたり、記事を集めたり、構成して印刷したりする一連の流れもしていました。講義は、検事の業務の中でも経験をすることがあったのであまり戸惑うこともなかったのですが、その他の業務は検事の業務には含まれないものばかりだったので、戸惑うことが多かったのが実情です。

3-2.ラオス担当教官

私はICDの教官としても一つ、ラオス担当教官の業務もしていました。具体的な業務内容としては、まさにラオスプロジェクトが実施する本邦研修の企画を実施したり、ラオス現地に行ってセミナーの講師などもしたりしました。この中で思い出に残っている業務があるので、ご紹介します。

平成29年2月、ラオスの民法典起草担当者を日本に招いて共同研修を実施し、私がおその担当になりました。このとき当時の上司から、「せっかくの機会だからラオス民法典起草に関する日本の支援について広く世の中の人に知ってもらうためのシンポジウムを開いてはどうか」というご示唆を頂き、これを実行することになりました。

多くの人に知ってもらうことをキーワードにして、法曹関係者だけでなく、せっかくなのでビジネス関係者などにも声を掛けようと思いました。ただ、当初お声掛けしたビジネス関係者からは、「ラオスや民法といった内容では20人ぐらいしか集まらないのではないか」というようなことを言われました。

そこで、プログラムの内容をビジネス関係者にも興味を持ってもらえるよう工夫しようと考え、単にラオスに対する法整備支援、民法典の起草支援の内容を紹介するだけでなく、例えばラオスで実際に業務展開をしている企業や、ラオスを含むメコン地域で企業活動を支援する団体（JETRO）から現地のビジネス環境に関するプレゼンをしてもらったり、ラオスの民法典起草関係者と日本のビジネスロイヤーの方々による、ラオス民法典を前提としたビジネス上の法律問題に関するパネルディスカッションなどを企画し、在日本ラオス大使館からラオス大使にもご出席いただいたりもしました。その上で、当時はICDが大阪にあったので、在阪の企業団体を中心に会員企業に声を掛けてもらったところ、100人弱の方にお集まりいただくことができました。

このシンポジウムの経験は、法整備支援として行っている内容が素晴らしくても、必ずしも人を惹きつけるわけではないということを私に理解させるとともに、内容とともに広報を充実させないと、内容の良い事業もいつかできなくなってしまうのではないかという危機感を抱かせました。

4.専門家として私がしたこと

1年3カ月のICD教官での経験を踏まえ、私がラオスで2年9カ月間、何をしてきたかということをご説明します。JICA長期専門家として活動したのですが、二つの役割があったと理解しています。

4-1.チーフアドバイザー

一つ目がチーフアドバイザーという役割です。プロジェクトを総括する役割で、プロジェクトで働く人（日本人やラオス人）をまとめて、プロジェクトを代表する立場で外部と交渉などをしました。プロジェクトを総括する立場としては、日本人とラオス人が働くプロジェクトだったので、内部での各種もめ事の調整やラオス人スタッフの雇用、労働条件の設定、経理のチェックなどもしていました。プロジェクトを代表する立場としては、日本の機関だけではなくてラオスの機関、そして他国の援助機関との間で、プロジェクトを代表して業務に関する交渉や調整などの業務を担いました。

プロジェクトを進めるに当たって、他国が実施しているプロジェクトと連携する必要がある場合

は、プロジェクトを代表して他国のプロジェクトの代表と交渉したり、他国のプロジェクトのイベントに出席して意見などを述べることもありました。7ページ右側の写真は、イベントに参加したときのものです。

チーフアドバイザーとしての仕事は非常に多岐にわたるので、全てを詳細に紹介できないのですが、私が在任中に日本・ラオスの法分野の交流が20周年を迎え、ラオス民法典が国会で承認され、私が離任した後でしたがラオス民法典が施行されるという状況に運良く遭遇したので、日・ラオスの法分野の交流20周年とラオス民法典成立に関するさまざまなイベントをチーフの立場でまとめる機会がありました。せっかくですので、少しご紹介したいと思います。

民法典の起草の経緯やそれに対する日本の支援状況などは、「ICD NEWS」の79号、80号、81号、82号、84号に記事が詳しく載っていますので、興味のある方はぜひご覧ください。

私は2017年7月にラオスに赴任して、2018年7月から2020年3月末までラオスのプロジェクトのチーフアドバイザーを務めました。2012年に起草支援を開始した民法典が2018年中には成立するだろうという状況でチーフアドバイザーに就任したため、就任直後からプロジェクト内の他の専門家と相談しながら、成立した場合におけるアピール方法などの準備を始めました。

具体的には三つあります。一つ目は、日本とラオスで何らかの形で式典を開いて、なるべく高位の方にご出席いただくことです。二つ目に、マスコミなどに取り上げてもらったり、雑誌に寄稿したりして広くいろいろな方に知ってもらうことです。そして三つ目に、この民法典はあくまでラオス人のものなので、ラオス人に民法典を身近に感じてもらうツールを考えて活用することです。こういうことを考えて実施したということをご紹介いたします。

まず一つ目の式典関係は、私が関係するところでは主に三つの式典がありました。一つ目が2018年12月です。このときは司法省の副大臣を団長とする研修団を日本に招聘していました。2018年は日・ラオスの法・司法分野の20周年だったため、本日もご協力いただいていると伺っていますが、国際民商事法センター（ICCLC）などに頼んで2018年12月6日に在日本のラオス大使や日本側の多くの関係者を招いて20周年記念懇談会を実施しました。そもそもの研修目的は民法典ではなく、20周年を祝うことが主目的でした。ただ、偶然この12月6日にラオス国会で民法典の審議が行われることになり、懇親会開始直後に民法典が成立したというニュースが懇親会場に伝えられました。そのため、出席していただいたラオス・日本の多くの方に民法典の成立をタイムリーに祝っていただくことができたという非常にラッキーな出来事がありました。

続いて2019年2月、20周年記念と民法典成立を祝うイベントを開催しました。このイベントは、民法典が成立した直後の2018年12月から本格的に準備を進め、民法典の成立に焦点を当てました。日・ラオスの20年の交流の成果としてこの民法典が成立したのだということ 키워ドとし、日本、ラオス、国際社会にアピールしようと考えて、日本・ラオスの国際機関のハイランクの方にできるだけ来ていただけるように交渉を重ねた結果、多くの方に出席いただけました。この式典の様子は、プロジェクトのFacebookに映像をアップしてあるので、興味のある方はぜひ見ていただければと思います。

そして最後に、これは私が離任した後のことですが、今年5月に民法典が施行されました。コロナウイルスの影響で少人数でしたが、ラオス国内でお祝いして、これには司法大臣や在ラオスの日本大使が出席されたと伺っています。私はこういうことが開かれたということをご日本で聞いています。こちらの様子もFacebookにアップされているので、興味のある方はぜひ見ていただければと思います。

活動の二つ目として、今言ったようなイベントとは別に、マスコミへの売り込みや雑誌への寄稿などもしました。「法律のひろば」という雑誌に、民法典起草に関する座談会の記事を寄稿したりしました。この記事はつい最近、JICAのホームページに英語版がアップされたと聞いています。また、日本の大手新聞やネットニュースなどにも民法典起草や20周年のことを知っていただきたい旨を働き掛けて、取り上げていただきました。その他、JICAやICDの広報誌の日本語版だけでなく英語版も含めて積極的に寄稿し、民法典の起草支援やそれが成立したこと、それは20周年の成果であることをなるべく皆さんに知ってもらおうようにしました。

そして三つ目は普及のツールの関係ですが、民法典の歌というものを作成しました。ぜひ聴いていただきたいのですが、プロジェクトで通訳をしていた人がミュージシャンだったので、作詞作曲をお願いして作ってもらいました。ラオス語で作ったのですが、日本語の訳も存在します。その他に、民法典に関するアニメーションやイメージビデオなども作成して、これを普及に使おうという話をしています。こういったものもFacebookで視聴可能なので、興味のある方はぜひ見ていただきたいと思います。

その他に、ピンバッチのようなものを作りました。ちょっと見づらいのですけど、私が着けているものがそれです。こういったバッチを普及のツールなどに使っています。

民法典成立や法分野の交流20周年に関する活動に当たって私が考えていたことを少しだけ述べます。私は刑事分野が専門なので、民法典に関する活動の中身で、例えば条文の内容をどうするか、その条文の内容を知ってもらう講演の内容をどうするかといったことにはほとんど関わっておらず、調整役や広報の仕事をしていました。

外国でこうした調整役や広報の活動をするのはいろいろ苦労が多かったですが、調整の仕事には検事の経験が、広報の仕事にはICD教官の経験が、非常に生きたと思っています。そして、こういった一連の活動を経験できたことは私自身の対応力などを高めてくれたと感じており、非常に有意義な経験をさせていただいたと思っています。

4-2.長期専門家

次に、長期専門家の役割を説明します。私は検事なので、刑事実務家として実務経験や知識を伝えるという役割があって、ラオスの刑事司法制度の運用改善や法曹養成制度の改善に関する業務を行いました。

具体的には、ラオスの司法制度の運用改善として、刑事訴訟法をうまく運用させるための令状実務問題集のようなものも作成しました。また、ラオスの法曹養成制度の改善としては、法曹養成制度の現場で利用してもらう教材を作成する目的で、ラオスの刑事裁判で問題となった事例（裁判記録）を集めてきて模擬事件記録教材を作成しました。もともと、模擬事件記録教材を普及しようとしたところ、実務の現場（大学や司法研修所、実務機関の研修所）から「模擬事件記録のようなものは見たことがないから使い方が分からない」と言われ、使い方をどうやって理解してもらおうかと考えていたところ、結局のところラオスには統一的な事実認定のルールがないことが問題なのではないかということに行き着き、模擬事件記録教材を普及するために、その一歩前にあるラオス版の刑事・民事の事実認定理論の確立を目指す活動をすることになりました。この活動が実は、私が最も思い入れのある活動でした。「ICD NEWS」の78、80、82号に私自身が記事を書いていますので、興味のある方は読んでいただけると非常にありがたいと思います。

5.法整備支援に関わる魅力（引力）

最後に、法整備支援の魅力として私が感じていることについて少し述べます。

一つは、まさに先ほど上富所長が言われていたのですが、国づくりに関わるロマンがあると思っています。まさにその国の形を決めることもあるのではないかと考えていて、私自身が感じたものとしては、民法典起草や事実認定理論の確立の活動がこれに該当すると思って行っていました。

もう一つは、自分自身を成長させる機会になると考えています。他国でマイノリティとして生活して仕事をするのはすごくストレスフルな経験でもあるのですが、非常に貴重な経験でした。日本の法制度を非常に強く意識しますし、今まで当たり前だと思っていたことがそうではないということが多々ありました。

また、法整備支援の仕事、中でも広報の機会などは、純粋に法律家の業務をしているとあまりないものだったのですが、さまざまな分野の人と接して、その人たちのニーズをくみ取っていくことで、私の柔軟性を高めてくれたり、視野を広げてくれたりしたのではないかと考えています。

そして、文化的背景や言葉が異なる人と仕事をするときには、当たり前のように進まなくて、思わぬところでつまづくことも多かったと思っています。納期に関する考え方が違って、期限直前にこちらはばたばたしているのにあちらは余裕だったり、さまざまなプロセスを経て合意を得たのに思わぬ理由でひっくり返ってしまったりしたこともありました。

6.最後に

法整備支援に関心がある方へメッセージです。

私としては、短時間でもいいと思いますし、少しのことでいいと思いますが、いろいろな方に関わってもらってさまざまなアイデアを出してもらいたいと思います。まだ確立されたものはありませんし、どんどん問題が新しくなっていって、確立することもないのだろうと思っていますので、さまざまなアイデアを出してもらって、法整備支援分野をより発展させていただけるとOBの一人として非常にうれしいと思います。

もう一つは、相手国の立場からすれば、長期間関わる人、何度も関わる人を求めているように感じることがあります。国づくりは一朝一夕には終わりませんので、やはり長期間、何度もという人が必要なかなと思います。実際、他国のプロジェクトでは何十年と法整備支援に関わっている人や、何十年と同じ国で仕事をしている人もいて、相手の高官が若い頃から付き合いがあったりして非常に深い信頼関係を築いていることもあるというのを見てきました。

こういった状況も踏まえて、私自身の興味や現在置かれている環境なども踏まえて、私は今後どうしたいかという、刑事司法の現場でこれからさまざまな経験を積んで、将来その経験を生かして世界の現場で再び働きたいとも考えています。ですので、今日こうやって話を聞いていただいた皆さんとまたどこかで会って、一緒にお仕事ができればと思っています。これで私のプレゼンテーションを終わります。どうもありがとうございました。

（司会） 伊藤さん、どうもありがとうございました。なお、伊藤さんのお話の中でご紹介のあった機関誌「ICD NEWS」については、国際協力部のホームページでご覧いただくことができます。

どうぞご覧ください。なお、伊藤さんには後ほどの質疑応答の時間に皆さまからのご質問に答えていただきます。

続きまして枝川充志弁護士をご紹介します。枝川さんは現在、JICA長期派遣専門家としてベトナムで法整備支援をされています。枝川さんには本日、ベトナムからオンラインで参加いただいております。ベトナムの支援の現場から長期派遣専門家の業務についてお話しいたします。それでは枝川さん、よろしくお願ひします。

プレゼンテーション2

「JICA長期派遣専門家の業務～ベトナム法整備支援の現場から～」

枝川 充志 弁護士、JICA長期派遣専門家（ベトナムに派遣）

私は今、ベトナムにいます。ベトナムのプロジェクトオフィスを外から見ていて、中継のような形になっているのですが、建物の10階にプロジェクトオフィスがあります。JICAのベトナムオフィスは別にあります。

中に入っていくと、これがプロジェクトオフィスです。今日は土曜日なので、誰もいません。私だけ来ています。ここに日程が書かれたカレンダーがあります。こんな状況です。ここが執務をしている場所です。

皆さん、改めましてこんにちは。今日はお休み中のところ、たくさんの方にお集まりいただき、ありがとうございます。本日はよろしくお願ひします。ベトナムは2時間の時差があるので、今はちょうどお昼の12時です。

同僚の専門家は全員ベトナムにいますが、家族はコロナの関係で今年3月末から日本に戻っています。

1ページの写真は、ダラットというベトナム南部ラムドン省の中心地の様子です。6月上旬の写真なのですが、ダラットは野菜の生産や乳製品で有名な所です。人気の新婚旅行先でもあるそうです。曇っているのですが、ベトナムの地方の雰囲気はあまり見かけないと思いますので、参考までに冒頭に掲載しました。

私自身はベトナム長期派遣専門家なのですが、JICAの国際協力専門員として法整備分野専門のアドバイザーをする立場にもいます。職業としては弁護士になります。

1.経歴

法科大学院に行く前は、JICAの職員をしていました。主にタイやアフリカの支援業務に従事していました。

弁護士になってからは、いわゆる「マチベン」ということでさまざまな民事事件を扱い、中でも借地借家事件を多く扱っていました。こうした民事事件や裁判員裁判を含む刑事事件、その他法テラスを利用した事件、難民申請者の法的支援などを行っていました。

2018年4月からは、ベトナム法整備プロジェクトの専門家として現在に至っています。既に2年半以上ベトナムに在ることになります。

2.法整備支援に携わるようになった理由

先ほどの経歴にもありましたが、私はJICAや外務省でアフリカ支援に携わる機会がありました。元々、学生時代に南アフリカのアパルトヘイト、今はアパルトヘイトといってもあまりピンと来ないかもしれませんが、人種隔離政策の問題に関心があって、学生時代には実際に南アフリカへ行ったことがあり、JICAに入ってからアフリカ地域を担当する機会に恵まれました。

1994年には中部アフリカのルワンダで内戦があり、1996年にルワンダ復興支援のために現地を訪れたこともあります。他にもいわゆる紛争国と呼ばれる国に行く機会がありました。そうした中で、国が混乱に陥る様に触れて、人々の権利を支える制度作りをしていく必要があるのではないかとと思うようになりました。

当時、法整備支援というのはまだまだ緒に就いたばかりという状況でした。今のようにシンポジウムやセミナーはありませんでしたから、法律に対する支援は未知の分野だったのですが、当時そういうことを考えるに至って、最終的に弁護士になりました。非常に短絡的な発想かもしれませんが、今でいう平和構築や法の支配という考え方を自分なりに考えていたのかなという気はしています。当時、開発援助の中では、今ほどキーワードのような形で「法の支配」はいわれていなかったのですが、そうした中で法律実務家（具体的には弁護士）は専門家としてそうした仕事に携われると思ったのです。

また、弁護士は言ってみれば自営業ですので、自分の関心領域に越境できる職業だと考えた点も大きいです。そうした理由から弁護士を目指すに至りました。検察官や裁判官もその職業から通常想定される職域以外の分野に関わるさまざまな機会があるようですが、そうしたことを知ったのは実際に弁護士になってからでした。ですので、検察官や裁判官になろうということはあまり考えていませんでした。

しかしながら、弁護士になると実際にはものすごく忙しくなって、事件を受けては事件が終了するという連鎖の中に入っていきますので、当初思っていたようにアフリカで何かをやりたいということとは程遠い生活になっていきました。そうしたさまざまな制約の中で、初心を実現する機会はなかなかありませんでした。

こうした中、これは本当に縁や運なのでしょうけれども、法整備支援に携わっている方から声を掛けられ、昔取った杵柄ではありませんが、これまで開発援助の経験や弁護士の経験がそれぞれ8年ぐらいあって、今に至ります。難しいかもしれませんが、いつかアフリカで何か仕事ができればと思っています。

以上、法整備支援に携わるようになった理由を述べさせていただきました。どちらかというとなぜ弁護士になったのかという理由かもしれませんが、ご紹介しました。

3.対ベトナム法整備支援の歴史

4ページは、JICAプロジェクトの1996年12月からの流れを記載しています。一定の期間を設定して、特定の組織を対象に継続的に協力を行う形式です。後ほどJICAの井出職員から説明があるかもしれませんが、プロジェクトという形式による支援は1996年12月から始まっていますので、もう25年近くになります。青色でハイライトした部分が現在のプロジェクトです。2015年4月から始まり、今年12月で終了になります。それまでの経過は表のとおりです。

最初は司法省を協力対象機関として始まって、徐々に対象機関が増えていきました。弁護士会が途中から入っていますけれども、日弁連のような組織が2009年にできたこともあって、途中から入りました。地方弁護士会はそれまでも幾つかあったのですが、統一弁護士会が2009年にできました。

協力は1996年から突然始まったわけではなく、実際は1996年以前から名古屋大学名誉教授の森島昭夫先生がベトナム司法省との間で信頼関係を築きながら協力の土台を構築されていましたし、日本の法務省も研修を実施していました。こうした先達の努力や尽力、信頼関係の上に現在までの歴史があるように思います。この歴史については背景から話すとは数分ではとても足りませんので、ここでは説明を省略します。もちろん私も知らないことが多々ありますし、一方で20年以上の歴史を知ることはいろいろな意味で現在・将来を考える上で参考になりますので、私もいろいろな本を読んで勉強はしているのですが、ちょっとここでは割愛させていただきます。

ところで、4ページ左上の写真は、ベトナム司法省を正面から撮ったものです。今年5月ごろの写真です。横断幕には「NHỊT LIỆT CHÀO MỪNG (熱烈歓迎)」と書いてあります。こうした表現はいろいろなところで使われていますが、大歓迎という感じですかね。1975年4月30日の南部解放記念日(サイゴン陥落の日)、5月1日のメーデーを祝っているものです。サイゴン陥落にもし関心がありましたら、検索して調べてみてください。右側はベトナムの国旗です。

4. これまでに協力した主な法案・執務資料など

5ページに、これまでに協力した主な法案・執務参考資料などを記載しました。これらの法案や執務参考資料の作成にプロジェクトとして関与してきました。法律については民法を筆頭に民事関連法の制定に関わってきました。日本の民法の内容や経験を伝えながら、ベトナム側が起草する法案にコメントをするなどして、制定過程に携わってきました。一番上の写真が検察官マニュアル、2番目が判決書マニュアル、3番目が弁護士マニュアルです。それぞれ法曹三者についてのマニュアルなのですが、日本でイメージするようなマニュアルではなく、いろいろ説明が書いてある類いのもので、そういったものの作成にも協力してきました。

検察官マニュアルや判決書マニュアルは、2015年からの今のプロジェクトが始まる前に作成したもので、やはり改定が必要なものもあります。弁護士ガイドブックは2017年ごろにできたものです。20年間に本当にいろいろな協力をしてきたのですが、その一端を紹介しています。

ちなみにベトナム語は、皆さんご存じないかもしれませんが、一般的に難しいといわれています。特に発音が難しく、これで多くの方が挫折しています。例えばアルファベットで「ban」と書いてあるのですが、発音の仕方によって意味が全く異なるのです。これを間違えると全く通じないか、変な意味内容になって時に相手を怒らせることもあるようです。banだけで「忙しい」「売る」「友人」「汚い」などいろいろな意味があるのです。実際、発音しても本当に相手に通じているかどうかというのは全く別問題で、相手は全く違う意味に捉えている可能性があります。

他には漢越語といって中国の漢字を基に形成された言葉があります。ベトナムと中国は陸続きですので、やはり中国の影響を受けています。財産権はquyền tài sản、所有権はquyền sở hữu、動産はđộng sản、不動産はbất động sảnとなり、漢字から何となく内容を想像することができます。ですので、ベトナム語を勉強するときは漢字を当てて勉強していくと分かってきます。

「意(y)」の場合、「イ」の音が上がるのですが、ý chí(意志)、ý kiến(意見)、chú ý(注意)、ý nghĩa(意義)となります。では、「nghĩa vụ」は何か分かりますか。先ほどのý nghĩaが

「意義」ですから、nghĩaは「義」で、nghĩa vụは「義務」という意味になります。漢字で当てはめるとベトナム語が何となく読めるようになってきます。参考までにご紹介しました。

5. 現プロジェクトの概要

続いて、現プロジェクトの概要を簡単にご紹介します。2015年4月から始まり、今年12月で終了するプロジェクトで、途中で改定した経緯があります。通常、JICAが行うプロジェクトでは将来的な目標としての上位目標を設定し、その上位目標のためにベトナム側の政策課題や要望、日本側のリソースなどを考慮して、その下にプロジェクト目標を設定します。

現在のプロジェクト目標は三つに分類して設定されています。その目標達成のためにどのような成果を出すべきかという思考方法で成果を設定し、成果達成のための具体的活動を行っていく形になっています。JICAのプロジェクトの場合、基本的にはどれも同じような立て付けになっています。もちろん、ラオスとベトナムでは内容が異なりますし、カンボジアや他の国とも内容が異なります。

要するに、目的・手段の関係で構成されています。抽象的な内容ですが、具体的に何をやるかというのは、日本側にできることとできないこともあるので、ベトナム側と協議しながら決めていくことになります。

目標の一つ目は、法令の整合性を念頭に置いた目標です。整合性という場合、想定される課題は、例えば用語の使い方が整合しているか、法律間の整合性がきちんと取れているか、下位の法規との整合性が確保されているかといった問題が挙げられると思います。そうした課題に全て応えるのは困難ですので、例えば、協力内容の一つとしては、ベトナムのいわゆる立法関係法、これは日本にない法律ですけれども、その制定過程で整合性の確保のために日本が行っている法制定プロセスの経験を共有することなどを行っています。

二つ目は、民事関連法や民事・刑事実務の基盤整備の促進です。法曹三者の実務能力向上、弁護士会の組織強化といったことを行っています。具体的には民法や民事執行法（ベトナムでは民事判決執行法）の下位の法規、通常は政令や議定という呼び方をしていますが、そうした法令制定プロセスへの関与をしています。裁判所関係では判例の意義や実務での運用の問題、調停や家庭裁判所での実務についての経験共有、検察官マニュアルの改定への関与や、検察実務としての経験共有、弁護士会の職務倫理規定改定への関与、弁護士実務の経験共有といったことを行っています。

三つ目は、2021年以降の法・司法分野における中長期的な取り組みの共有です。ベトナム側がこれまで法・司法分野の取りまとめを行っていますので、ベトナム側で今後の課題について整理する形で進められています。

6. 実施体制

現在、長期派遣専門家4名が従事しています。長期派遣専門家というのは、1年以上の任期で派遣されている専門家のことをいいます。先ほど伊藤検事からも紹介がありましたが、チーフアドバイザー（検察官）、裁判官、弁護士、業務調整の4名で構成されています。検察官、裁判官は、法務省ICDで一定の業務をされた方、あるいは研修を受けられた方が派遣されています。

他に、例年であれば日本から研究者や実務家に来ていただいて、現地でセミナーなどを行っています。

ました。また、各関係協力機関から毎年10～15名程度を募って、日本で協力対象のテーマについて深掘りするために研究者や実務家の方々の協力を得て研修をしたり、実際に日本の関係機関で、例えば登記についてであれば法務局などを訪問して、現地を実際に見てもらうことも行っています。また、現地ではセミナーやワークショップなどを通じた日常的な助言や、少人数のワーキンググループによる協議、現地調査などを行ってきました。

コロナ禍では、オンラインとオフラインを併用してきました。今週に入って専門家が全員そろったので、基本的には併用状態は解消されています。そろったというのは、それぞれ専門家に事情がありましたので、日本にいた専門家の方々が徐々にベトナムに戻ってきたということです。

7ページの写真は、左端が司法省の会議室でのワークショップの風景です。左から2番目は、ハイフォンという地方にある検察院（検察庁）での研修の様子です。左から3番目は、地方の会場での司法省によるワークショップの風景です。日本でいう法務局に当たる司法局、弁護士会、法律事務所、登記事務所など、民事の関係のワークショップだったので、そうした関係者が参加しました。右端は、法曹三者による刑事訴訟手続に関する協議の様子です。いずれも6～8月の写真なのですが、実は日本人は私しかいなくて、同僚の専門家は日本に戻っていたため、オンラインで参加していました。右端の写真は正面にスクリーンがあります。顔が映っていますが、日本人の専門家が日本からオンラインで参加していました。

7.ベトナムあれこれ

続いて、ベトナムあれこれということで、ちょっと話題を変えて息抜きのような内容です。

8ページの左上の写真は、4月にコロナのため外出制限があったときの近所の公園です。いつもは人がたくさんいるのですが、全く人がいなくなって、赤い横断幕に「集会やスポーツ禁止」と書いてありました。通常、ベトナム語でしか書いてないのですが、珍しく英語も表記されていました。

その下が、外出制限が解けた後の様子です。同じ公園を写しています。人が朝からたくさんいて、体操やサイクリングなどをしています。皆さんバドミントンもよくしています。

真ん中の夕日の写真は、家に一人でしたので、ちょっと感慨深くなって撮ったものです。

その下の渋滞の写真は、プロジェクトオフィスの前の道路なのですが、夕方になると家路を急ぐ人々で渋滞になっています。

右上の写真は6月上旬、先ほど申し上げたダラットのナイトマーケットの様子です。すごい数の人がいて、マスクをしている人はほとんどいなかったような気がします。ベトナムはコロナの封じ込めに成功しているといわれていますが、6月ごろになると本当にそういう状況でした。

その下の写真は、ダラットの八百屋と街中の花壇を写した写真です。真ん中の写真に食べ物が写っていますが、これはハイフォンで会食したときに出てきたものです。食事の写真がもっといろいろあるのですが、コロナ以降はあまり撮っていません。そういう機会がぐんと減ってしまったので撮ってないのですが、ベトナム料理はご承知のとおり日本人の食に合うので、例外なくおいしいといえます。ベトナム料理が好きな方もおられると思いますが、現地で食べているとどんどん太っていきます。

8. やりがい

駆け足で恐縮ですが、やりがいについて少しお話ししたいと思います。9ページに地図がありますが、ハノイは北の星印の場所、ホーチミンは南の黒丸の場所です。先ほどのドラットは、ホーチミンのやや北側です。

仕事のやりがいについて、おこがましいかもしれませんが、幾つか臆面もなく紹介させていただければと思います。もちろん人によって異なると思います。

一つは、日本と異なる法・司法制度自体だけではなくて、それを作る人、運用する人、研究する人、学ぶ人によって意見を戦わせる、議論する点が非常にやりがいがあったと思います。ベトナムにも日本の法律事務所などがありますが、そこに勤務していても法律を作る人や運用する人に会えるわけではないので、法整備支援ならでの出会いという気がします。

こうした法・司法制度やそこに関係する人との出会いは、日本の法・司法制度や日本の社会のありようを相対化させてくれます。日本の制度が当然と思っていたものが、そうなのだろうかと問い返す機会になります。協力機関であるベトナム側の皆さんは、日本の制度に関心があるのですが、日本で当然と思っていることもベトナムの慣習では当然ではないので、そういったことも把握しながら説明しなければなりません。

知れば知るほど当たり前といえば当たり前なのですが、日本の法・司法制度も日本という社会、歴史、統治構造、教育システム、郵便システムといったさまざまな要素の上に成り立っている制度であることが分かります。部分と全体という発想になるかもしれません。こうした気付きを与えてくれて、ベトナムの皆さんと議論して、「なるほど、そういう発想をするのか」という経験ができるのは本当に面白い場面でもあります。こうしたところにやりがいを感じます。

二つ目は、創意工夫です。これは若干誇張した表現なのですが、先方から要請される内容で、例えば日本の担保制度を知りたい場合に、ベトナムと制度が異なる中でどうやって伝えたらいいかというのを常に考えなくてははいけません。しかし、何か難しい方法が必要なわけではなくて、自分で勉強するだけでなく相手の制度を知らないことを前提に質問を考え、それに答えてもらうようなやりとりを通じて、相手がどのような理解の仕方をしていて実際に何を問題にしているかが分かっています。

しかし、言葉が違う中で、通常は通訳を使っていますが、翻訳の微妙な違いや理解の仕方がまるで違うところがあります。そういうところに細心の注意を払いながら先方の制度の考えを把握し、答えていく必要があるだろうと考えています。これは実際しんどい作業なのですが、知的な格闘ともいえますし、そこにやりがいがあるといえると思います。

同時に、あたかも日本の制度が優れているかのような前提に立って説明してはいけないのはいうまでもありません。先ほど申し上げたように、法や制度はその社会や人、もっと言えば歴史とともにあるといえると思いますので、優劣は簡単に決められないと私自身考えています。

それから、ベトナムの人々の社会や文化に直接触れられる点がやりがいというか、楽しみや醍醐味だと思います。言葉を少しでも話せるようになると、ベトナムの人は親しみを持ってくれます。食事也是如此です。食事もやりがいの一つという大変ですが、楽しみの一つになります。社会主義ではありますが、本音と建前の中で人々が生きていて、そのたくましさのような世界に触れられることは現場に駐在することの醍醐味という気がしています。おこがましいですが、法・司法制度の改善・発展を通じて人々の権利の保護や実現に少しでも貢献できればと考えています。

9.難しさ

先ほどの話にちょっと共通する部分もありますが、言葉の意味と理解の度合いの点が難しさとして挙げられます。普段は通訳を介して仕事をしていて、特に相手とのセミナーやワークショップで協議しているときは通訳を介して仕事をするのですが、お互いに理解し合っているのかという点がいつも気になります。

そのとき、互いに質問すると質問の内容によって把握できることにはなりますが、自分の質問の理解が先方の質問の趣旨と合っているのか、時に確認する必要がある場合があります。これはどの言語にも共通していえることかもしれません。言語が異なる場合には、なおさらその点の確認・対応が必要になると思います。これは実際に時間がかかる作業です。

法律の言葉はやはり難しいので、単語をそのまま訳しても意味が分からないときがあります。翻訳も字面を訳したものなのか、意味を取って訳したものなのか、確認しなければならないときがあります。まれな例ですが、例えば日本人が「これは大審院（日本の最高裁の前身）のときの判例だ」と説明すると、ベトナム語ではそのまま漢字を当てて説明できてしまうので、聞いている側は最高裁以外に大審院という機関が別にあるのかと誤ってしまうこともあります。ですから、この大審院というものをベトナム語でどう表現するのかを考えながら説明しないとイケません。これは日本の関係者の方をお願いするのもなかなか難しいので、やはり現地にいるわれわれがある種の通訳として関与していかなければなりません。

日本とベトナムは大陸法という点で類似性があるかもしれませんが、やはり土地が全人民所有である点に始まり、さまざまな点で違いがあります。また、ベトナムの場合は何でも文書に記載しないと、それは存在しない制度だという感覚が非常に強いです。例えば法律文書に根拠規定がないと、それは扱えないという姿勢があります。これは責任の問題とも関係してくると思います。例えば、「特別法は一般法を破る」とか「後法は前法を破る」というローマ法以来の法原則がありますが、こうした原則も当たり前と捉えて考えるのか、法令に根拠がないと適用できないと考えるのかによって、お互いの立ち位置が異なってしまいます。こうしたところに違いを感じさせられます。

日本では実務の上で判例が存在しているので、判例の存在を知ることが不可欠ですが、ベトナムでは現在、最高裁が選定する形を取って、今までのところ39の判例があります。今は判例を増やしていこうという段階なのですが、ベトナムの場合は多くの下位法規があって、法律の下に議定や通達といった法規がたくさんあります。これを知らないと全体像が分からなくなります。日本の場合は法律と判例になるのですが、ベトナムの場合は判例はまだこれからということもあって、下位の法規を知っていないとなかなか全体像を理解できないことがあります。ですので、法を改正すると下位の法規もたくさん変えなければならず、追い付いていないという実態もあります。ベトナム側からすれば、日本の制度も複雑な側面を持っていると受け取られているのではないかという気がします。こうした違いを知るにはベトナム側とディスカッションして体得していかないと、なかなか簡単には違いを理解できないという気がしています。

その上で、歴史が長いプロジェクトにおいて日本人の中でそれをどうやって引き継いでいくかというのはなかなか難しい点かなと思っています。経験したことをそのままコピーして引き継げればいいのですが、体得したことを引き継ぐのは容易ではありません。言語化、記録化して残していく作業が必要なように思います。もちろん自分の経験の範囲ですから絶対ではないのですが、そうした経験をした専門家に共通する体得した内容があると思いますので、そういうものはある種の暗黙

知といえるのではないかという気がします。そうした共通の暗黙知のようなものを承継していく作業は必要だろうと思っています。しかし、これは言うは易しで、私のようなJICAの関係者がやっつけなければならぬという気がしています。

10.もっと知りたい

最後に、この後JICAの井出さんから説明があるかもしれませんが、これまでICDから説明があったかもしれませんが、いろいろなホームページがあって、法整備支援の紹介があります。11ページでは「ICD NEWS」や日弁連、JICAのポータルサイトのベトナム関係のものを紹介しています。

ベトナムの法整備の端緒や歴史などについては、この後発表されるJICAの井出さんが紹介する『世界を変える日本式「法づくり」』という書籍の中に証言録のような形で記載されていますので、別途確認していただければと思います。

先ほどの伊藤検事ではありませんが、私も「ICD NEWS」にいろいろな原稿を投稿していますので、ぜひ参考にいただければと思います。

伊藤さんと違って本当に活動紹介で終わってしまうのですが、私も引き続きJICAの専門員として関わっていく予定ですので、ベトナムにはまだしばらくいるのですけれども、その後JICAの本部で勤務を予定しています。そういう意味では専従的にやっていくことになるのですが、またそういう機会に日本で皆さんとお会いできればうれしいと思っています。

(司会) 枝川さん、どうもありがとうございました。枝川さん、後ほどの質疑応答の時間によろしくお願いいたします。

続きまして、井出ゆりさんをご紹介します。井出さんはJICAガバナンス・平和構築部法・司法チームの主任調査役として、JICAの行うさまざまな国の法整備支援に携わっておられます。本日、井出さんにはJICA職員の立場から、JICAによる法整備支援の内容とこれから法整備支援に携わる人へのアドバイスについてお話しいただきます。それでは井出さん、よろしくお願ひします。

プレゼンテーション3

「JICAによる法整備支援」

井出 ゆり JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チーム主任調査役

私は、JICAガバナンス・平和構築部の法・司法チームにおいて法整備支援案件を担当しています。今日はこのような機会を頂き、誠にありがとうございます。

1.自己紹介

伊藤検事、枝川専門家から、専門家や専門員の立場でJICAの法整備支援について現場のお話をたくさんしていただいたところですが、私は本部職員という立場で、JICAが実施する法整備支援について少しお話ししたいと思っています。

まず簡単に自己紹介をしたいと思っています。私は、JICAの職員としては少し珍しいのですが、一昨

年まで16年間弁護士として仕事をしていました。弁護士時代は倒産事件や事業再生といわれる分野の仕事をしていて、特に民事訴訟法の教科書の一番後ろに「国際倒産」という薄い章があると思うのですが、その分野の仕事が多く、非常に充実して弁護士の仕事をしていました。

ただ、何年か前から今後の自分の仕事を考えたときに、元々大学も政治学科で、国際協力にいつか関わりたいという思いがあったので、いろいろ考えてJICA職員に転職しました。今は弁護士登録もいったん外して、開発機関での仕事を学んでいる段階です。

JICAではミャンマー、バングラデシュ、ウズベキスタン、スリランカ、東ティモールなどの案件を担当しているほか、公正取引委員会の協力を頂いて実施している競争法に関する案件を複数担当しています。

2.JICAの事業概要

それではまず、JICAの事業の概要について簡単に説明したいと思います。JICAは日本政府が実施する政府開発援助（ODA）を実施する独立行政法人です。途上国に対する協力には幾つかの方法があり、技術協力、有償資金協力、無償資金協力が主な協力の在り方になっています。法整備支援はその中の技術協力に主に該当しています。

先ほど伊藤検事や枝川専門家からも話がありましたが、技術協力とは途上国が自立的な成長ができるように、さまざまな分野でその国の人材を育成するための協力です。具体的には、途上国に長期・短期の専門家を派遣したり、日本に研修員を受け入れて研修を実施したりするような方法で実施されています。

有償資金協力というのは、空港や発電所など大型のインフラを整備するため、あるいは途上国の財政を支援するために、低利・長期での貸付を行う協力のことです。これに対して無償資金協力は、もう少し規模が小さい学校や病院の建設、開発が遅れている段階の国々を中心に実施されている協力になります。

3.法整備支援の系譜

日本の法整備支援がこれまでどのような背景を持った国々で実施されてきたかということ、刑事司法分野での集団研修は1960年代から実施されていたのですが、本格的な法整備支援が開始されたのは1990年代半ばになります。名古屋大学名誉教授の森嶋昭夫先生がベトナムで民法の講義をされたことが契機となり、日本政府としても本格的にベトナムでの民法制定支援をすることになり、そこからODAとしての法整備支援を本格的に開始しました。

ベトナムは1986年にドイモイ政策によって市場経済を導入しましたが、社会主義経済の下では希薄だった、あるいは存在しなかった私的自治や取引の安全といった概念をどのように民法に取り入れていくかということなどがテーマになったと理解しています。こうした市場経済化を契機として法整備支援が開始された国というのは、ベトナムに続いて、伊藤検事からご説明があったラオス、中国、ウズベキスタン、モンゴルなどです。

また、次の類型として紛争影響国における法整備支援が挙げられると思います。カンボジアでも1990年代から法整備支援が始まっていて、現在もプロジェクトが継続していますが、カンボジアではポル・ポト政権下での虐殺によって多くの法律家の方が亡くなり、内戦後にはわずか1桁台の法律

家しか生き残っていなかったという非常に厳しい状況にありました。その後、新しい国をつくる過程でカンボジア政府より日本に対する支援の要請を頂き、基本法の整備や今日につながるような協力が続いています。こういった系譜の協力相手国としては東ティモール、ネパール、コートジボワールなどがあります。

また2000年代に入ってから知財法やビジネス環境の整備に関わる法整備支援も活発になってきました。ミャンマーやインドネシアにおける活動がこういった法整備支援の類型に分類できると思うのですが、とはいえミャンマーなど、ビジネス環境に関わる協力を行いながらもまだ基本法分野での協力が必要な国もあります。プロジェクトの中ではいろいろな種類の法律を扱いながらも裁判官や司法官の基礎的な能力の向上を考慮した活動をしていただいています。

5ページの地図は、昨年度JICAが法整備支援案件を実施した国々とその法分野を示したものです。赤い星印が民事司法、緑の星印が刑事司法、その他に知的財産権法や競争法などがあります。アジアを中心に多くの国々でさまざまな分野にわたった協力を実施していることがお分かりいただけると思います。

4.法整備支援の目的と活動内容

6ページは、法整備支援の目的と活動内容について簡単な図にまとめたものです。伊藤検事もご説明いただいたのですが、法整備支援の活動は大きく三つに分けられると考えられます。

一つ目は、ルールの整備に関する活動です。民法の起草を支援したり、知財の裁判規則を作る支援をしたり、競争法の案件であれば法改正の支援をするような活動があります。

二つ目に、そのルールを実際に運用していく裁判所や検察庁、競争当局の法運用組織の機能強化を行う活動があります。実際にトレーニングをしたり、マニュアルを作ったり、研修制度を構築していくような活動をしています。

また、こうして整備されていく法・司法制度と、実際にそのユーザーである市民をつなぐための司法アクセスの向上に関する活動も近年増えています。法律扶助制度の構築や弁護士会の支援のほか、法運用組織の機能強化と重なるところもありますが、特に途上国では訴訟のコストや時間などを考えると特に所得水準が低い脆弱層の人たちにとってなかなか裁判は厳しい面もあるので、調停制度の普及促進を進めるような活動も活発に行っています。

これらの活動はいずれも、究極的には法の支配を実現するという目的のために実施されています。法の支配は人の支配に対峙される考え方で、権力者も法に拘束され、法が適切に執行されることで人々の自由が守られるという考え方だと思います。

日本が政府開発援助を行うに当たっての理念や基本的な考え方は、開発協力大綱という文書にまとめられていますが、その2番目の重点項目は「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」とされています。法の支配は普遍的価値の中の重要な理念の一つであり、法整備支援は開発協力大綱の下で重点項目を達成するための非常に重要な協力として明記されています。

また、2015年に国連で採択されたSDGsのゴール16、特にその中のターゲット16.3は、「国家および国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する」というものですが、法整備支援の活動はまさにこのSDGsの達成に向けた重要な活動であると位置付けられています。

こうした法の支配を実現していくに当たって、整った法律ができたり、何か制度が出来上がれば

いいということではなくて、JICAの協力はいつかは終わるものなので、その協力が終わった後もその国の法律をその国の人々が自分たちのものとしてしっかり運用して改善していくことができるようにすることが極めて重要だと思います。

その観点で、今日は枝川さん、伊藤検事の話の中でも何度か出てきたと思いますが、JICAの協力では人材育成を非常に重視しています。出来上がった法律を翻訳して渡すのではなく、寄り添い型といって、現地の方々と一緒に考えて活動することを重視して協力を行っています。

5.JICAの法整備支援におけるアクター

観念的なお話が続いてしまったと思うのですが、ここからはプロジェクトが普段どのように活動しているかということについてお話ししたいと思います。現在、コロナの影響もあって、多くの専門家の方がまだ日本に一時帰国している状態ですが、通常プロジェクトでは現地に専門家がいて、相手国の機関とワーキンググループを開催して法案の検討をしたり、トレーニングをしたりといった活動を実施しています。

現地にはJICAの事務所があるので、日々の活動の支援をするとともに、開発機関として現地での司法分野に関する情報収集や、他のドナーがどんな活動をしているかといったことについても事務所で情報を集めたり、プロジェクトと連絡を取って情報共有を図ったりしています。

また、現地の専門家の皆さまは、普段の活動の中で重要な問題について日本の大学の先生や法務省の皆さんに相談することも必要ですし、日本で研修を行うときなどはICDや法務省の皆さまにご協力を頂いています。日本側ではそういった方々にアドバイスを頂くためのアドバイザリーグループを設置したり、アドバイザリーグループの形でなくても、いろいろな先生などにアドバイスを頂いたりして活動を進めています。

私が今いる本部では、プロジェクト全体についてフォローアップするとともに、定期的にプロジェクトや相手国機関との間で活動の進捗や方向性について議論をしています。また、特に新しい案件を始めたり、どの国でどういう活動を行っていくかということに関しては、JICAの中に地域部という各国・地域の開発課題について全体を見ている部署があるので、JICA内の他部署とも連携して、どんな案件をやっていくのかということを検討したり、事務所や専門家の皆さまにもご協力を頂きながら調査を行って、将来の協力についても検討していくような業務を行っています。

事前に頂いた質問の中で、「新型コロナウイルスの影響で専門家が待避している間、どのように現地で活動しているのか」というご質問を頂きました。非常に厳しい状況ではあるのですが、幸いオンライン会議のツールなどが発達してきたこともあり、相手国の機関とオンラインでつないでワーキンググループを実施したり、外部講師にも入っていただく形で日本からセミナーを実施したりといった活動もしています。今は、今後も将来的に使っていただくことを想定したようなオンラインの教材を、法務省にご協力いただきながら作っています。今年は非常に厳しい年ではあったのですが、これを機に今後もっといい形で協力ができるような素材作りも今年は行ってきました。

実際の現場をいろいろ見ていただいたり、模擬裁判的なことをしたり、日本に呼んで実施する研修の重要性は何物にも代え難いものがあると思うのですが、オンラインの教材などが整備されれば、それを使ってより多くの方に現地で勉強していただいたり、その他のメリットもあると思うので、今後はそれをうまく組み合わせて活動していけるといいのではないかと考えています。

6.国際協力の多様な関わり方

私からは、JICAが実施するODAとしての法整備支援の話をしました。そのJICAの活動も、今日のお話にあったとおり、官公庁、日弁連、大学など多くの皆さまのご協力を頂いて実施しています。また、JICAのような特定の国の援助機関以外にも、国際機関やNGOなどさまざまなアクターが国際協力に関わっていて、法整備支援に関わっている国際的な機関も数多くあります。

SDGsのゴール17にはパートナーシップがうたわれているのですが、実際にODAなどの公的機関やJICAのような開発機関ができる協力には限りがあります。実際、ODAによって途上国に支援されている金額は、途上国に流入しているさまざまな資金のごく一部になります。JICAが実施する法整備支援のインパクトを最大化するという意味でも、さまざまなアクターや民間企業なども含めて広く活動の中で接点を持つことで活動を大きくしていくことが非常に重要だと思っています。今日は伊藤検事から広報の重要性やラオスの民法について、ラオスでのビジネスという観点で企業の皆さまとも連携したお話を伺ったのが非常に印象的だったのですが、法整備支援の中でもさまざまな開発の効果を最大化することを考えていくことが非常に重要だと思っています。

7.終わりに

最後に、法整備支援に今後関わっていきたいという方に多くご参加いただいていると思いますので、まだ2年弱ではありますが、私がJICA職員として法整備支援の案件に関わった感想を少しお話ししたいと思います。

私は元々、弁護士として法律事務を行っていたのですが、JICA本部で法整備支援案件に関わることで、以前の実務の間では必ずしも実感できていなかった法制度の重要性や法学教育の重要性も身をもって実感するようになりました。

一つ例を挙げると、私が担当している南アジアの国々、例えばバングラデシュやスリランカの協力をここ数年開始していますが、訴訟の大幅な遅延が問題になっていて、裁判に10年以上かかることが当たり前という実情があります。

以前から南アジアで訴訟遅延が深刻という話は知識として知っていたのですが、実際に現地の裁判所を訪問して、時間指定もなく日付だけ指定されて呼び出されることがいろいろな国で結構あることを私もJICAに来てから知りました。何度も期日を延期されてしまう中でずっと待っている方々を目の当たりにしたり、法学教育という点でも日本であれば民法や競争法、独占禁止法など法律について何か勉強しようとするればたくさん教科書や論文があって当たり前で、判例も見ることが出来る環境にあると思うのですが、法整備支援を実施している国の多くでは基本的な法律に関する教科書もまだきちんとそろっていない国もありますし、私たちが日本で当たり前と思っていることがまだまだそうでない国があるということを経験として理解できたと思います。弁護士として実務をしているときも私はとてもやりがいを持って仕事できていたと思うのですが、個別の実際の事件の処理とは別に、少し制度的な観点から司法の世界を見るということも非常に学びの多い日々だったと感じています。

JICAは異動がある組織なので、JICAの職員になると法整備支援に必ず関わられるわけでは無いのですが、JICAの中から関わるというのも非常に面白いと思いますので、今後就職活動などで検討している方がいらっしゃいましたら、そういう選択肢も考えていただくといいと思いますし、法曹にな

られた後は枝川さんのように専門員、あるいは弁護士の方に特別嘱託というポストで本部に来ていただいて、その後専門家になっていただく形もあります。JICAとしては、開発機関の内部で開発援助の考え方や他の分野の案件情報に触れた方が、実際に裁判官や検察官、弁護士などの法曹の方々と一緒にプロジェクトに関わることも期待しています。非常に限られたポストになってしまうと思うのですが、関心のある方にはそういった情報にも目を向けていただけたら大変うれしく思います。

枝川さんから言及していただきましたが、JICAでは2018年に『世界を変える日本式「法づくり」』という本を出しました。さまざまなプロジェクトの歴史について、これまで関わった方のインタビューに基づいて書かれています。ご関心がありましたらぜひご覧ください。

また、JICAの法整備支援ポータルというものがありまして、国別にどんな活動をしているのかも紹介していますし、JICAの機関誌「Mundi」やパンフレットなどもWebサイト上で、法整備支援や私ども法・司法チームで実施している案件についての情報をいろいろ公開しているので、ご関心がありましたらぜひご覧いただきたいと思います。

(司会) 井出さん、どうもありがとうございました。後ほど質疑応答でよろしくをお願いします。

質問のある方はこの休憩時間中に引き続きTeamsのチャット機能を使用して質問を書き込んでいただけたらと思います。既に質問を書き込んでいただいた方もいらっしゃると思いますが、質問を書き込む際はどなたに対する質問かを明記して、質問内容を書いていただくようお願いします。

総括質疑応答

(司会) それでは質疑応答の時間に入りたいと思います。伊藤さん、枝川さん、井出さん、再びよろしくお願いします。

本日既にチャット機能で質問をお書きいただきましたし、事前の質問もたくさん頂いています。事前に質問を頂いた方はお名前をお呼びしますので、お手元に頂いた質問をご用意いただいて読んでいただけたらと思います。

まず、事前に法科大学院生の方から、法科大学院での学習などについてご質問を頂いています。「法整備支援をキャリアとして実現するためには、法科大学院生の間でどのような準備、学習、経験をするべきでしょうか。将来、法分野での国際協力に携わることを視野に入れてキャリアのスタートを考える場合、考慮しておくべきことは何があるのでしょうか」という質問です。何か付け加えることがあれば、今日の感想でも構いませんので一言頂けたらと思います。

(Q1) この質問を考えるに当たって、私が所属している神戸大学法科大学院では、海外インターンを通じて国際法整備支援などに関わる機会が従来はあったのですが、今年は新型コロナウイルスの影響もあって、そうしたイベントを実施することが困難な状況にあります。このような状況下でもできるようなことがあれば知っておきたいと考えているのですが、もし何かそういうものがあればお教えいただければと思います。

(司会) 枝川さん、よろしくお願いします。

(枝川) 最初の法科大学院の部分は、私は法科大学院の卒業生なので適任かと思うのですが、他の部分はぜひ伊藤さんや井出さんをお願いできればと思います。

とはいうものの、法科大学院の間に、実際は日本の法律をちゃんと勉強することに尽きるかなという気がします。それがないと比較もできませんので、そうしていただくといいという気がします。

あとは、やはりいろいろなものを見ていくということですかね。特に実務に就いてから、何があるかは分かりませんが、あまりえり好みせずいろいろなことを経験していくことが非常に大事かなと思います。相手方は日本人ということではいろいろなことを知っているものだと思って聞いてくる可能性がありますので、いろいろな経験をしていくことは非常に有効です。

要するに、海外に出て何か日本のことを説明する場合には、日本のことをよく知らないという駄目だということです。例えば、ある法についてその歴史がどうなっているのかということです。一番いいのは他国の制度まで、特にフランスやドイツまで知っていると、ベトナムではもっと豊かな議論ができるという気がしていますが、私はそういうところが足りないのも、もし勉強するならばフランスやドイツの法制度をとというふうに考えていますけれども、まずはやはり日本の法・司法制度かなと思います。大学院で勉強することと実務で学ぶことの二つがあると一番いいという気がします。

(Q1) ありがとうございます。

(司会) 井出さんと伊藤さん、今の枝川さんの答えに何か付け加えることがあればお願いします。

(井出) 私からは大丈夫です。

(伊藤) 私も基本的に同じで、いろいろなことに興味を持って勉強するのが一番いいと思います。目の前にあることを一つ一つこなしていくことが最終的にはそういうところにつながると思いますし、枝川さんもまさにおっしゃっていたように、日本の制度や法律をまず詳しく知ることが一番いいのではないかと、私自身の経験からも思っています。

(Q1) ありがとうございます。

(司会) それでは次に、同じく事前にご質問を頂いた法科大学院生の方からは、「同じ法律用語でも文化的背景等によって日本と外国で意味が異なる例があると思います。法律用語や概念を現地の人に説明したり、現地の法律に取り入れたりする上で困難を感じた経験があればお聞かせください」という質問を頂いています。

(伊藤) まさにそういう経験したので、質問に答えさせていただきます。というのは、先ほどの私のプレゼンでも少しだけ紹介しましたが、私がラオスで一番力を入れた活動の中に、事実認定をラオスに取り入れていこうというものがありました。この事実認定という日本の言葉をラオス語でどう訳すのか、すごく考えました。

日本でも刑事と民事で意味が違ふと思うのですが、刑事でも当事者主義を前提にするので、通常であれば主張等により事実を認定するという形で、つまり収集できていない証拠や公判立証に失敗

した証拠によって事実は認定できないのだということになって、要するに事実イコール真実ではないという可能性が出てくると思うのです。

ただ、ラオスは職権主義構造を採用しています。これは共産主義の影響も若干あるのかなと思うのですが、国家においてパターナリスティックな考え方があるラオスでは、事実は絶対に真実なのだという考え方があって、事実認定は「証拠により真実を証明する」という訳語が何となく当てはめられがちです。事実認定の作業も、証拠を収集して、証明力を検討して、こういったものに問題のない証拠で事実を認定するという作業ではなくて、真実を証明する証拠を探すという意味になっています。

これはラオスの刑訴法で、警察や検察で捜査を終えて起訴した後も、予審判事的な裁判官による再捜査や、法廷で審理を開始した後も裁判官が心証を取れないということで再捜査を指示するような規定もあったりすることから、そういったことが強く表れるのではないかと考えています。これによって公判がいつまでたっても終わらないという問題が出てきて、これも含めて事実認定を適正にするためにどうすればいいのかということはずっと考えていました。

活動の内容は置いておいて、日本側が考える事実認定とラオス側の考える事実認定の意味が全然違うために議論が全然かみ合わないことがよくあったので、まさにここで苦労したということがあったのですが、そうはいつでも細かい事実認定の具体的な内容を話していくと、ラオスでも結局同じようなことをしていて、証拠を収集できなければ事実を認定できなくて、それによって無罪判決が出るようなこともありました。ですので、事実認定という抽象的な言葉のレベルにすると議論が全然かみ合わなかったのですが、具体的な作業にまで落とししていけば、そのイメージがある程度埋められるということがありました。

ただ、最終的に事実認定という言葉の訳語をラオス現地でどう使っていくのかというのは、私はフォローできていないので分からないのですが、最初の出発点の事実認定という言葉の訳語に苦労した上で、ではどうするかということで、なぜそういう問題点が出ているのかを考えていって、具体的な作業のレベルで話をしていくとイメージが共有できたということがありました。そういった経験をちょっとご披露させていただきました。

今後はラオスでも事実認定の議論や作業がある程度プールされれば、それを踏まえたラオス語の適切な意味ができるのではないかと考えています。これも専門家をしていて非常に面白かった経験の一つでした。

(司会) 伊藤さん、どうもありがとうございました。続いて、現地の方との人間関係の秘訣についてご質問を頂いています。ご質問された方は質問をしていただけますでしょうか。

(Q2) 質問は先ほど述べていただいたとおりなのですが、いろいろな国で活躍する中で、どのように人間関係をつくっていけばいいのかというのを単純に思いましたので、教えていただければと思います。

(司会) では、これについては枝川さん、お願いできますか。

(枝川) 難しいですね。これは夫婦や家族と同じで、コミュニケーションを取るに尽きるという気がします。特にベトナムの場合、現地語を話せるようになると、関係づくりにとっては強いです

よね。それから、お酒の席などいろいろありますので、そういうものにはちゃんと参加してコミュニケーションを取ることに尽きるという気がします。逆に、なぜこういう質問をされたのかというのを知りたいです。人間関係がなかなか厳しいのではないかという印象があるのでしょうか。

(Q2) そうですね。仕事で行くので、1人もしくは家族で行くと思うのですが、受け入れてもらえるのかなという心配というか、疑問というか。一緒に仕事はするのですが、仕事としての距離感というか、仕事ときは付き合うけど、それ以外はあまり付き合いをしないという人がいるのかなという気もするので、そういう疑問がありました。

(枝川) なるほど。私はプライベートでも誘われたらできるだけ行くようにはしていますね。それでどんどん視野が広がっていくことがありますし、ある意味、仕事でもプライベートでも全部が自分に役立ってくる側面があるので。それぞれの人の生き方や考え方があるかもしれませんが、私はそんなふうに考えています。

(Q2) ありがとうございます。

(司会) 今の点は伊藤さん、ラオスでのご経験で何かありますか。

(伊藤) 基本的に枝川さんと一緒に、飛び込んでいくことが一番だと思います。プレゼンのときにも言ったのですが、外国に行けば私たちはマイノリティで、そういう中で生活して仕事をするのはやはりストレスがたまると思うので、それを認識した上で楽しめるメンタリティは持っていた方がいいと思います。

ただ、そうはいってもどうしたらいいのかということになるので、私としてはできないことはできないと認めて、どんどん周りに助けを求めることをしていました。そのためにはやはりコミュニケーションが大事だと思ったので、分からないことはどんどん聞いていました。私の場合は特にラオス語が全然できなかったのですが、周りにいた日本語・ラオス語話者や英語・ラオス語話者の人に飛び込んでいって情報を得たりして生活していました。そのためには言葉ができない分、お酒を一緒に飲んだり、ラオス人が好きなサッカーやバドミントンを一緒にしたりしていました。それを楽しめるようになると、生活も仕事もやりやすくなると思います。

(司会) 続いて、チャットボックスに質問を書き込んでいただいた大学教員の方から井出さん宛てに、調停制度の普及などについてご質問を頂いています。簡単に質問内容をもう一度ご紹介いただいて井出さんにお答えいただけたらと思います。

(Q3) 関西の大学の教員です。教員が質問をするのは誠に申し訳ない気持ちがありますが。

先ほど井出さんのスライドで、法整備支援の活動内容について、ルール策定、運用組織支援、司法アクセス向上という柱がありました。その中で、司法アクセスの向上の一番下に「調停制度の普及・促進」があったと思います。わが国においても、特に民間調停の普及、それから国内というよりはむしろ国際調停の普及が課題になっていますが、それとの関係で、どのような国で、どのような形で調停制度の普及促進をされているのか、もし情報があれば教えていただきたいと思います。

(井出) 現在動いている案件としては、ミャンマーの法整備支援プロジェクトの中で調停の普及促進を行っています。ミャンマーはまだ調停法はないのですが、民事訴訟法を改正して調停をきちんと制度化することが検討されていて、まずはパイロットコートという形で幾つかの裁判所で、訴え提起があった後、そこで調停を実施する形で、いわば試験的な運用をしています。そこから、ミャンマーの最高裁も調停を普及するためのビデオを作って広報するなどして、民事訴訟法の改正もした上で、今後それを全国に広めていく予定になっています。

それから、バングラデシュも訴訟事件の滞留が非常に深刻で、当初はそれを何とか解消するためもあって調停支援を始めたのですが、調停は裁判の数を減らすだけではなくて、当事者がお互いに合意して円満に紛争を解決していくことや、当事者にとっても負担が小さいことといういろいろな意味がある手続きだと思うので、主に調停の普及促進に向けた支援をしています。

モンゴルでも以前、調停の制度作りからフルのプロジェクトで支援をしているのですが、そのフォローアップを今行っています。

他にも幾つかの国で調停支援をやっていて、今も先生から民間調停の話があったのですが、JICAのプロジェクトで支援をしているのは基本的に裁判所が実施している司法調停が中心になると思います。さらにそれをどこまで広げて支援していけるかという点、日本でも例えば執行力があるのは基本的には裁判所の調停に限定されていますが、そうではなくて民間調停も行ってそこにも執行力を付けたいという国もあります。日本の制度と少し違うところでどんな 이슈があるのかということをお互いに検討したりしながら進めている状況にあります。

(Q3) よく分かりました。ありがとうございました。

(司会) どうもありがとうございました。

では続いて、事前に質問を頂いている中から、「法整備支援について日本だからこそ果たせる役割はどのようなもののでしょうか」というご質問を大学の学部生の方から頂いています。この質問について、井出さん、お答えいただけますか。

(井出) 日本だからこそ果たせる役割の答えになっているかどうかは分からないのですが、今日は他の2人の発表にもあったとおり、日本の法整備支援の方法が、出来上がった法律を持ち込んだり、制度をそのまま導入したりする形ではなくて、その国の人たちとしっかり時間をかけて一緒に制度を作っていくたり、トレーニングを進めていくたり、それぞれのプロジェクトを非常に息長く寄り添って協力しているところに特色があると思います。日本だからこそ果たせる役割ではないかもしれませんが、そういうところで信頼関係を構築し、その国の制度を支えていく人々が育っていくことに役立つことが一つの役割ではないかと思います。

(司会) 枝川さんと伊藤さん、今の点でさらにありましたらよろしくお願いします。

(伊藤) 私が実際に言われたことなのですが、井出さんがおっしゃったとおり、長く寄り添っていることが日本の法整備支援の特徴であり、これ自体が相手国からも非常に信頼されているということでした。

私が先ほど紹介したラオスの民法典については2012年から起草の支援を始め、成立したのが2018年ですので、6年という時間をかけています。こうした長い支援ができるのはまさに日本だからというふうにラオス側も感じています。ラオス人と一緒に成長していくという考えの下でやったから長い時間がかかっているのですが、それを受けてくれたのも日本だからと言っていました。ラオス側が非常に感謝して、それを言葉にしてくれたりしていました。これも宣伝になってしまいますが、私が参加した「法律のひろば」の座談会の記事にもそういうことが書いてあります。

それともう一つ、ラオス民法典が成立して施行されたという話が出ましたが、施行したら今度は普及しなければならないという話になっているのです。普及するに当たって、日本は、内容を考えることはラオス人と共に一生懸命やってきたのですが、ラオス全土にあまねく広げることに关しては、中央でずっと仕事をしていたということもあって地方に足場がないためになかなか難しいという状況があったのです。

これに対して欧米系の人たちは、先ほど紹介があった司法アクセスという観点で法テラスのような事務所をつくっていたので、せっかくだから日本が作った民法典を欧米系のドナーがつくった法テラスのようところで普及するのはどうかということをお米系のドナーと話をしていたときに、「自分たちにはできないような日本の息の長い支援があったから、こうして良い内容のラオスに合った民法典ができたのだ」という話がありました。そうした特徴が相手国にも他の国にも認識されていると思いました。これがやはり日本ができる支援の方法の一つなのかなと理解しています。

(枝川) 大体、井出さんと伊藤さんがおっしゃられたとおりです。長くやっていることと、日本の特徴の話になってしまうのですが、法曹実務家が現地に行って、ベトナムの場合は歴代専門家はベトナム語を覚えてある程度文章を読んだり翻訳したりというのがあるので、ちょっと忙しくなって最近ではできなくなっている部分はありますが、そういうことを行うことによって現地の事情を本当に深く理解しようという形でやっているかなと思います。

例えば国連関係でやっている援助というのは、コンサルタントの方が多国籍な支援をしていて、国際的なスタンダードを教えているような内容なのですが、日本は、日本という国や人、社会、歴史の中でこういう制度が出来上がっているのだということを説明している点の特徴だという気がします。最近では韓国も支援を始めて、日本をじっと見ながらやっているような感じがあります。韓国も韓国だからこそということで同じような説明をするかもしれませんが、日本ということではそういうことなのかなという気がしています。

(司会) それでは、たくさん質問を頂いているところを大変申し訳ないのですが、時間の都合上ここで質疑応答の時間を終了します。質問を下さった皆さま、そしてお答えいただいた伊藤さん、枝川さん、井出さん、突然の振りで大変驚かせてしまったと思うのですが、カメラをオンにしてご発言いただきました事前質問された皆様、どうもありがとうございました。

告知 「慶應義塾大学主催 法整備支援シンポジウムについて」

松尾 弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

(司会) それでは、次に各種イベントの告知をさせていただきます。まず、連携企画の一つであ

る慶應義塾大学主催の法整備支援シンポジウムについて、慶應義塾大学大学院法務研究科の松尾弘教授よりご紹介いただきます。

(松尾) 慶應義塾大学グローバル法研究所長の松尾と申します。今日は伊藤さん、枝川さん、井出さん、大変含蓄が深くて密度の濃いプレゼンをありがとうございました。皆さんと一緒に、とても興味深く、印象深く話を伺いました。今日は本当に多くの刺激があったと思います。最初にこの企画をしていただいた法務省法務研究所に対してお礼を申し上げたいと思います。

この企画は「法整備支援へのいざない」というシンポジウムですけれども、最初はこのいざないシンポジウムに当たるものが一つだけだったのですが、その後幾つか枝分かれをしました。一つは、今年には既に9月、名古屋大学でサマースクールがありましたけれども、一つのインプットとして、法整備支援だけではなく、その背景にある比較法的あるいはアジア法の知識を学ぶということが行われてきました。それと同時に、いざないシンポで法整備支援に実際に関わっている実務家の方々から生の経験や直面している問題について話を伺ってきました。最後に第3弾として、今度は少しアウトプット面に軸足を移し、このシンポジウムに参加してくださった方、あるいは初めて参加して下さる方も含めて、インプットで得た知識や疑問を投げ掛ける目的で、法整備支援シンポジウムを企画しています。今年には「アジアのための国際協力in法分野2020」を締めくくるものとして、「コモンの構築と法整備支援」というテーマで企画を考えています。

実は昨年、第11回のところにもありますように、「持続可能な開発目標と法整備支援」ということで、先ほど井出さんからもご紹介がありましたけれども、ゴールの16や17に限らず、持続可能な開発目標に法整備支援も貢献しているという認識の下、とりわけゴール16にあるような、平和で包摂的な社会を構築するために法制度整備支援がどういう役割を果たすかということについて議論しました。

しかしながらいろいろな問題が明らかになって、法制度整備支援を進めていってもなかなか全ての人にこの法制度を構築することによる利益を分かち合えないのではないかという問題提起がありました。われわれが目指しているのは、誰でも、いつでも、どこでも権利の保護と実現が図られる世界ですが、これをわれわれは法ユビキタス世界と呼んで、法整備支援に携わる方々は恐らくこれを目指してさまざまな分野で活躍していると思います。

実際に各国で行われている法整備支援の活動がすぐには結び付かないことがあり、その結び付きを阻害している要素は何なのかという問題提起が昨年されました。今年はこのを受けて法整備支援の活動と、目標である法ユビキタス世界の構築の結び付きを妨げる要素についてみんなで考えようということで企画しました。それが「コモンの構築と法制度整備支援」というテーマとなっています。

言葉はちょっと難しいのですが、コモンとは空気や水のように「みんなのもの」ということです。法制度を限られた人々の利益のためではなく、本当に「みんなのもの」にするためには、どういう問題があって、どういうことを克服していかなければならないかということについて語ってみようというのが今年の目標です。

日時は12月5日土曜日、13時から17時半までで、Zoomで行います。ですので、資料もポスターも全てホームページで公開しています。「keiglad」と入れればすぐに出てくると思うので、ぜひ情報を確認していただいて、ほんの一部でも構いませんので参加していただければと思います。どうもありがとうございました。

(司会) 松尾先生、どうもありがとうございました。

告知 「京都コンGRESS及び京都コンGRESS・ユースフォーラムについて」

田中 邦彦 法務省大臣官房国際課付

続きまして、法務省大臣官房国際課の田中邦彦さんより、京都コンGRESS・ユースフォーラムについて告知があります。田中さん、よろしくお願ひします。

(田中) 法務省大臣官房国際課の田中と申します。長い議論でお疲れだと思いますが、京都コンGRESSという国連主催の会議について簡単に説明したいと思います。

正式名称は第14回国連犯罪防止刑事司法会議で、来年3月7日から12日まで、国立京都国際会館で行われる予定です。このコンGRESSは、犯罪防止刑事司法分野における国連最大の国際会議です。1955年以降、5年に1回開催され、実は日本で開催されるのは1970年以来2回目となります。

この会議には各国の司法大臣や検事総長などを含む各国の政府代表団が参加します。後ほどご説明しますが、犯罪防止や刑事司法、法の支配の推進の観点で各国が議論し、最終的に成果文書として「政治宣言」を採択することになっています。この「政治宣言」は、犯罪防止や刑事司法といった分野でこれから中長期的な取り組みの指針になる大事な宣言です。

実は、京都コンGRESSは本年4月に予定されていたのですが、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあって延期となりました。そして、先ほど申し上げたように3月に開催されることになったのですが、感染症対策もあってオンラインを幅広く活用し、いわゆるハイブリッド方式で、来場参加者とオンライン参加者をつないで実施することになっています。

全体テーマは、「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」となっています。2030アジェンダというのは、持続可能な開発目標(SDGs)のことをいっています。SDGs達成に向けて犯罪防止、刑事司法および法の支配の観点から何ができるのか、何をすべきなのかということを議論するのがこのコンGRESSになります。具体的にはテロリズムやサイバー犯罪への対策、組織犯罪や再犯防止、あるいは法遵守の文化といった観点でさまざまな議論が予定されています。もちろん各国に対する法整備支援などもこの議論の対象となります。

これを日本で開催する意義は、基本的人権や法の支配といった普遍的な価値の各国への浸透を目指す司法外交を推進していくことや、コロナ後の法の支配を基調とした国際社会の発展にわが国が主体的な役割を果たすといった日本のプレゼンスを向上させること、あるいはわが国の法の支配の浸透や世界一安全・安心な国であるということを世界に向けて発信するといったことが考えられます。

この京都コンGRESSと関連してユースフォーラムというイベントを開催するので、それについてご説明します。京都コンGRESS・ユースフォーラムは、京都コンGRESSの約1週間前、2月27、28日の2日間にわたって、同じく国立京都国際会館で開催する予定です。こちらは犯罪防止や刑事司法に関する世界の若者、具体的には大学生や高校生などによるフォーラムとなります。こちらについてもオンラインを幅広く活用して、ハイブリッド方式で開催します。

ここで行われた議論については、その結果を勧告という形で採択し、京都コンGRESSに提出する

ことを予定しています。すなわち、未来の国際社会を担う若者らの意見を専門家の会議である京都コンgressの議論に反映させようという試みです。

テーマは「安全・安心な社会の実現へ～SDGsの達成に向けた私たちの取組～」です。その下に三つの議題があり、京都コンgressのテーマとパラレルなテーマ設定となっています。

このユースフォーラムの開催意義や効果は、コロナ禍によって世界が分断の流れを見せる中、若者の連帯と対話の機運を醸成し、将来につながるパートナーシップを構築していくことや、SDGs、犯罪防止や刑事司法関連施策に対する若者の関心を喚起して理解を促進すること、あるいは先ほど申し上げましたが、コンgressにおける実務家や専門家の議論に将来の若者の意見を反映させることなどが挙げられると思います。

ごく簡単ではありましたが、京都コンgressおよび京都コンgress・ユースフォーラムについて説明しました。興味を持っていただいた方は、法務省大臣官房国際課の京都コンgress開催準備室のホームページなどをご覧いただければ幸いです。ありがとうございました。

(司会) ありがとうございました。それでは閉会挨拶に移りたいと思います。閉会のご挨拶は、公益財団法人国際民商事法センター理事の酒井邦彦様より頂きます。酒井様、よろしく願います。

閉会挨拶

酒井 邦彦 国際民商事法センター理事・弁護士・元広島高等検察庁検事長

最初に、国際民商事法センターのことを説明します。国際民商事法センターは主に大企業がメンバーシップの財団法人で、国際民商事法センターから企業のいろいろなニーズをJICAや法務省等に伝えたり、JICAや法務省の行う法整備支援をサポートするような仕事をしています。ICCLCのホームページがありますので、これで見ただけでいろいろな活動が分かるので、ぜひご覧になってください。

本日はお休みなのに、若い人たちを中心にこんなにたくさんの出席を賜りまして、私は非常に心強く感じました。また、伊藤さん、枝川さん、井出さんのお話も非常に興味深く伺いました。

伊藤さんは、実はラオスでサッカーチームをつくり、そのチームを連れて日本にやって来て法務省のチームと戦い、空気の読めない法務省チームに惨敗したことがあったと思います。

井出さんは、日本の弁護士でも国際倒産法では本当にトップクラスの弁護士で、大手の事務所に勤めていました。ですから、恐らくすごい収入があったと思うのですが、その報酬も顧みることなくJICAに飛び込んだということで、いかにこのJICA法整備支援の仕事が魅力的かということ自ら体現されているのではないかと思います。

私もずっと法整備支援に関わってきたのですが、これから法整備支援はますます重要になっていくと思います。一つには、これだけグローバルが進む中であって、法律は共通の言語であり、その共通言語をみんなで共有できる枠組みをつくっていくことが法整備支援ですので、そういう意味でも一つ大きな役割がありますし、もう一つは法の支配を各国に行きわたるように努めていくという役割があります。

中国が最近、覇権主義的な傾向を強めつつある中で、アジアのみならず世界が法の支配に基づい

た国の運営を行うことが国際政治的にも非常に重要だと思います。ただ、これは決して中国を排除するということではなくて、実は日本は中国に対して相当の法整備支援を今まで実施していて、民事訴訟法、国家賠償法、国家行政訴訟法などを一緒に学んできたのです。できれば中国もわれわれの法整備支援に加わって、一緒になって世界に展開できるような気宇壮大な気持ちで臨んでみたらいいのではないかと考えています。

国と国との関係は、経済的な関係はもちろん非常に大事なのですが、それを超えて大事なのは信頼関係です。ASEAN各国の最近の世論調査を見ると、信頼できる国は圧倒的に日本です。これはわれわれJICA・政府がずっと技術協力でこれらの国にパートナーとして強力に取り組んできたことの結果だと思います。枝川さんが駐在しているベトナムも2013年に憲法を改正しましたが、その憲法改正前、日本に代表団を送って、日本から憲法改正の在り方を学んだことがありました。国の根本法である憲法を日本から学ぶほどの信頼を得たのも、長い間JICA・法務省の法整備支援の努力を受けてきたためだと思います。

これからの法整備支援については、先ほどからもSDGsという話が出てきているように、やはりSDGsを中心に展開されると思います。例えばリモートワークはいろいろな労働法制に関わってきますし、当然コーポレートガバナンスという問題もあります。それから、今はM&Aが世界で非常に盛んになっていますが、それには競争法という問題があって、現にベトナムではJICAが競争法の技術協力を行っています。その他、CASE（コネクテッド、自動運転、シェアリング&サービス、電動化）や知的財産分野での協力がこれからますます重要になってくるのですが、それとともに実は同じように重要になってくるのが人権問題です。児童労働や国民の健康問題、司法アクセスといったものもその後の取り組みとして非常に重要になってくると思います。

また、その方法に関しては、言ってみれば今までは日本の経験を教えることが基本的な構図でした。しかし最近、かえる跳び現象ではありませんが、例えばインドネシアのGO-JEKの配車サービスは圧倒的に日本よりも進んでいます。これからは恐らく与えるのではなく、共に学び、共に働いていくことになっていくのだと思います。

先ほど、日本が果たせる役割は何ですかという質問がありました。これにはいろいろな面がありますが、一番大きいのはやはり伝統的な法律制度から欧米の法律制度を継受した上で、それを実施して機能させ、経済発展につなげていった国は世界には日本しかないということです。それで、開発途上国全てとっていいと思いますが、日本から学びたいという気持ちが今でも強いと思います。そういう方向でこれから進んでいくと思います。

特に今日、恐らくこの会議に参加している方はミレニアル世代より1世代後のZ世代の方が多いと思います。Z世代の方の特色としては、ダイバーシティやインクルージョンといわれていますし、SNS等を通じて社会問題にも非常にセンシティブだといわれています。ですから、Z世代の皆さま方こそ、これから法整備支援ということでアジアやアフリカ、南米に飛んで行ってその国の人たちと一緒に学んでいただけたら、こんなにうれしいことはありません。

私自身、もう30年近く法整備支援に携わっています。理由はいろいろあるのですが、端的に言えば、その国はどんな国なのか、どんな人がいるのか、その人たちはどんなものを食べているのか、どんな笑い方をするのか、子どもはどんな遊びをするのかという好奇心から私の場合は始まっています。私は外交官もしましたが、恐らくこういった支援は全てが好奇心から始まるのではないかと考えています。今日忙しい中でこの会議に参加されている方は好奇心旺盛ですから、これからもよろしくお願いします。どうもありがとうございます。

(司会) 酒井理事、どうもありがとうございました。それでは皆さま、本日は長時間どうもありがとうございました。いかがだったでしょうか。本日のシンポジウムを通じて法整備支援の分野にご関心を持っていただけましたら大変うれしく思います。

なお法務省では例年、大学学部生向けの法務省インターンシップ、大学院生向けの霞ヶ関インターンシップを行っており、国際協力部におけるインターンシップでは法整備支援の現場に触れていただくこともできます。

皆さま、本日は長時間にわたりどうもありがとうございました。

最後にアンケートへのご協力と本日の資料に対するお知らせなどをいたします。本シンポジウムをより良いものとしていくため、アンケートへのご協力をお願いします。皆さまからお申し込みいただいたメールアドレスにアンケートページのURLを記載したメールをお送りしています。リンク先のページでアンケートにご協力いただきますよう、よろしくをお願いします。

また本日の各プレゼンター、伊藤さん、枝川さん、井出さんのプレゼン資料は後日、当部のホームページに当分の間掲載する予定ですので、ぜひご覧ください。また、本日のシンポジウムで撮影・録音した内容は後日、当部ホームページや機関誌「ICD NEWS」に掲載しますので、どうぞご了承ください。

それでは以上をもちまして「法整備支援へのいざない」を閉会いたします。本日は多数の方々にご参加いただき、誠にありがとうございました。

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5 赤坂アビタシオンビル

TEL : (03) 3505-0525 FAX : (03) 3505-0833

E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当 : 青木